

# 28年7月からの新制度経営力向上計画について

## ～融資予定・補助金申請予定の方は必ずご一読ください～

28年7月より中小企業等経営強化法に基づく新制度として「経営力向上計画」という事業計画の認定制度が始まりました。経営力向上のための事業計画を国に提出し、国から認定を受けると①新規取得の設備について固定資産税の3年間半減、②融資における保証枠の増加、③補助金申請での加点といったメリットがある制度です。今後、融資や補助金申請を行う場合には、計画認定が大きなポイントになりますので、融資や補助金申請を行う予定の方は、早めの認定を強くお勧め致します（計画認定には1カ月程度かかるため）。

以下、経営力向上計画について概要をQ A形式でまとめましたので、是非、御参考ください。

Q 1 : そもそも経営力向上計画とは何ですか？

A 1 : 中小企業・小規模事業者が、生産性向上のための計画を作成することです。具体的には、今後3年～5年程度の期間で「生産性向上を向上させるための取組」及びそのために設備投資が必要であれば、当設備の内容を国に申請する制度です。

Q 2 : なぜ、このような制度ができたのですか？

A 2 : まず、国としてはGDP 600兆円達成に向けて、中小企業の実産性向上を大きな課題と設定しています。そのような背景の中で個々の企業の実産性向上を具体的に担保すべく作られた制度が、本経営力向上計画です。しかしながら、とはいっても現場としてはあまりピンと来ない制度であります（苦笑）。そこで、制度趣旨を分かり易く解説している文章として、下記の記事を紹介いたします。

「ダイエットと同じだよ。まずは現状をきちんと認識し、計画を立て、実行していく」一。中小企業や小規模事業者の実産性向上を支援する『中小企業等経営強化法』が施行された。関係者によるダイエットの例えは、分かりやすかった。2016年版小規模企業白書によると、経営計画を作成したことがある小規模事業者は約5割にとどまる。一方で計画の作成経験のある企業の方が、そうでない企業より売上高の増加傾向が強い。

これまでの計画作成の背景・動機で最も多いのは「補助金申請で必要となったから」だ。新法では国があらかじめ事業分野別に指針を決め、これに基づく経営力向上計画を企業に申請してもらう。認定を受けると新規導入設備の固定資産税半減や、金融支援などの優遇策を受けられる。

つまり計画書を作成することで経営者に自社の状況を把握してもらう。それを機に経営課題の解決や生産性を向上する取組を促そうというものだ。ダイエットの場合、体重から目をそらさずに現実を受け入れることが真剣な取組の第一歩。ただ目標を達成したからと油断すると、リバウンドがやってくる。企業も業績悪化のリバウンドを避けるには、継続的な取組が必要だ。(2016年7月15日/日刊工業新聞)

Q 3 : メリットは何ですか？

A 3 : 具体的なメリットとしては、固定資産税の減免等ありますが、正直あまりぱっとしません（苦笑）。ただし、融資枠の拡大や補助金申請の加点などは大きなメリットと言えます。融資枠の拡大については、経営力向上計画に基づく新規投資については通常の融資枠とは別枠で保証協会の保証が受けられますので、融資を計画している場合には是非とも認定を受けるべきです。また、補助金申請については、経営力向上計画の取得をしていると加点されます。なお、国はこの経営力向上計画をより多くの企業に認定させたい、と考えていることから、ある程度、重要な加点項目となると予想されます。よって、補助金申請する場合には当経営力向上計画の認証取得も併せて申請することを強くお勧めしています。

Q 4 : 経営革新計画との違いは何ですか？

A 4 : 経営革新計画よりも申請のハードル（難易度）を下げたものが経営力向上計画という位置づけです。また、今後の扱いとしては、対国に対する申請は経営力向上計画、対都道府県に対する申請は経営革新計画という棲み分けが予定されています。

Q 5 : 経営力向上計画の申請のためには、何が必要ですか？

A 5 : 固定資産税の減免等を受けない場合には特に必要書類はありません。ただし、固定資産税の減免を受けたい場合には、新規投資予定設備の見積書、最新モデル証明書、が必要です。

Q 6 : まだ投資予定の機械・ソフトウェアが決まっていますが、まずは経営力向上計画だけの認定を受けることは可能ですか？

A 6 : 可能です。まずは大まかな計画だけで申請し、具体的な投資内容が決まったら「変更届」という形で、変更することが可能です。特に、秋の補助金（10月ぐらいから公募予定との噂）に応募する予定の方は、公募開始前の10月までには経営力向上計画の申請を行っておくことをお勧めしますので、まずは申請しておくことを強くお勧め致します。

Q 7 : どのような方法で経営力向上（生産性向上）を行えばいいのですか？

A 7 : 業種ごとに、国が経営力向上のための取組や方向性を決めた「指針」があります。そこで、当「指針」に沿って経営力向上（生産性向上）のための取組を行います。

## □ 経営力向上計画 サポートの流れについて □

手順1) まずは、事前に計画作成に必要なヒアリングシートを送付します。その上で、お電話（30分程度）にて、当シートに基づき計画申請の内容をヒアリングさせていただきます。

手順2) 上記に基づき弊所にて経営力向上計画の草案を作成し、提出しますので、校正をお願いします。

手順3) 校正内容を反映し、経営力向上計画を完成させます。御社にて経済産業局等にご提出ください。

○報酬：5万円（税別）

○注意事項

- ①都道府県や提出先当局によって扱いが異なることが予想されます。提出後も差戻しや訂正等ある可能性がありますので、申請の際には余裕を持ってご検討ください。
- ②固定資産税の減免対象となる設備は、平成28年7月以降に新規取得した（する予定）の設備です。

□ 永井会計事務所紹介

中小企業庁 経営革新等認定支援機関 永井会計事務所（全国対応）  
神奈川県藤沢市稲荷 1-9-52-2 TEL:0466-21-7530/FAX:0466-81-8150



外資系損害保険会社主計、監査法人での監査やIPOコンサルティングを経て外資系製造メーカ管理部長を経て独立。会計税務業務だけではなく新規事業立案・資金繰改善・管理会計導入といった経営コンサルティング業務をてがける。補助金等の支援も積極的におこなっている。

## 【無料相談及び申込受付中】 FAX 0466-81-8150（24時間受付）

申請希望の方は下記にご記入及び☑の上、FAXご送付ください。

ご希望内容	<input type="checkbox"/> まずは無料相談（電話）をしたい <input type="checkbox"/> 申請サポートの申込をしたい				
会社名		ご担当者名		メール	
電話番号		FAX番号		アドレス	@
電話相談希望日	第1希望： 月 日 時～ 時	第2希望： 月 日 時～ 時			

【 28 年 10 月にもものづくり補助金が公募される予定です 】

## 28 年秋のものづくり補助金について

参院選も終わり、去る 8 月 3 日に 28 年第 2 次補正予算が閣議決定されました。各種情報によると、まだ正式発表はありませんが、10 月頃に 28 年ものづくり補助金が公募される予定とのことです。また、補助上限も 3,000 万円と前回の枠組みが踏襲されるようです。

2016 年（平成 28 年）8 月 5 日 金曜日（先負）

### 日刊工業新聞

ニュース	動画	特集・連載	マイページ
機械    ロボット    ICT	エレクトロニクス	自動車・輸送機	化学・金属・繊維    環境・エネルギー    医療・健康・食
商社・流通・サービス	政治・経済	金融・商況    地域経済	中小・ベンチャー    科学技術・大学    人物    オピニオン
友の会    特集・広告	人事・機構改革	マイニュース    マイクリップ	

トップ > 政治・経済ニュース > 記事詳細

INDUSTRIAL TRENDS AD

小 中 大

[ 政治・経済 ]

### 2016 補正予算／企業庁、ものづくり補助金を継続－経済対策に盛り込む

(2016 年 8 月 1 日 総合 2)

経済産業省・中小企業庁は、政府が 2 日に閣議決定する経済対策にもものづくり補助金を盛り込む。中小企業の経営力強化や生産性向上に対する支援として、秋の臨時国会に提出する 2016 年度第 2 次補正予算案に同補助金を盛り込み、5 年連続の実施を目指す。基本的な内容は 15 年度補正予算の時とほぼ同じになる見通し。補助上限額は 1 件当たり最大 3000 万円になるとみられる。

7 月施行の中小企業等経営強化法とも組み合わせる方向で調整する。現在実施中の 15 年度補正予算の 2 次募集（8 月 24 日締め切り）では、同強化法の下で経営力向上計画の認定を受けた企業に対し、ものづくり補助金の審査で加点する。16 年度第 2 次補正予算でも上限額の高いメニューの場合は、同計画の認定取得を前提にできないかなどを検討する。

一方、予算規模は 15 年度補正予算時の約 1020 億円と比べ、同程度が減少する可能性が大きい。人気施策のため与党議員からは増額を求める声もあったが、他の支援策を含め全体のバランスをみて決める。

15 年度補正予算の 1 次公募には 2 万 4011 件の申請があり、7729 件を採択した。倍率は 3・1 倍だった。16 年度第 2 次補正予算でも厳しい競争となりそうだ。

前回のものづくり補助金は、採択率が約 3 割と例年に比べかなり厳しい採択率でした。そこで、もし、秋の 16 年補正予算の応募をご検討されている場合には、公募前から「経営力向上計画の申請」も含めて、早めに対応していきたいと考えています。

仮に 10 月に公募された場合、12 月中の締切、1 月末の発表、3 月頃の交付決定（購入開始の許可）というスケジュールになるのではないかと予想（※弊所の完全な私見です）されます。投資予定のお決まりの方は、すぐに申請に向けて準備を進めたく思っています。また、投資が未定の方も、早めに投資計画をたてて頂くことを強く、お勧め致します。

□ 平成 28 年（予定）ものづくり補助金 サポート依頼の流れについて□

- 手順 1) 電話にてヒアリング（所要時間 30 分程度）を行い下記の点をお伺いさせていただきます。**【無料】**  
購入する機械や設備等の内容・価格 設備導入する理由 御社の強み  
⇒無料相談ご希望の方は、添付の「無料相談用紙」にご記入の上、FAX 送付をお願いします。
- 手順 2) 別途「申込書」にご記入の上お申込をして頂いた上で、①のヒアリングを基に申請書の草案を作成します。また先行して今回から加点項目となった経営力向上計画の申請をします。
- 手順 3) 草案作成の間、事務書類（決算書 2 期分、登記簿謄本等）のご準備をお願い致します。
- 手順 4) 弊所にて補助金申請書の草案を作成した後に御社に校正を頂きます（この作業を 2～3 回実施します）。
- 手順 5) 経営革新等認定支援機関として、認定書の発行を行います。

○報酬

着手金 15 万円（経営力向上計画申請含む）/過去弊所にて不採択だった方は 10 万円  
※既に経営力向上計画の認定を受けている方は 10 万円（過去弊所にて不採択だった方は 8 万円）  
成功報酬 補助金金額の 8 %（最低 50 万円, 上限 190 万円）

○注意事項

- ①万が一、ものづくり補助金が公募されなかった場合は、経営力向上計画作成代金（5 万円）を除いた金額を御返金致します。
- ②補助事業期間（≒設備導入期日）は平成 29 年春以降が想定されます。28 年中の設備投資や 29 年初旬の投資は補助対象とならない可能性がありますので、ご注意ください。

□ 永井会計士事務所紹介

中小企業庁 経営革新等認定支援機関 永井会計事務所（全国対応）  
神奈川県藤沢市稲荷 1-9-52-2 TEL:0466-21-7530/FAX:0466-81-8150



外資系損害保険会社主計、監査法人での監査や IPO コンサルティングを経て外資系製造メーカー管理部長を経て独立。会計税務業務だけではなく新規事業立案・資金繰改善・管理会計導入といった経営コンサルティング業務をてがける。補助金等の支援も積極的におこなっている。

**【無料相談及び申込受付中】 FAX 0466-81-8150（24 時間受付）**

申請希望の方は下記にご記入及びの上、FAX 送付ください。なお、本年も非常に多くのご相談を頂くことになるとお思いますので、投資設備は未定だけど補助金申請はお願いしたい、とお考えの方は本用紙で予約のご連絡だけでも頂ければ助かります。

ご希望内容	<input type="checkbox"/> 無料相談をしたい <input type="checkbox"/> 申請サポートの申込をしたい <input type="checkbox"/> 申請代行の予約をしたい（経営力向上計画だけでも申請したい）				
投資内容	<input type="checkbox"/> 投資概要（内容/取得時期）は決まっている <input type="checkbox"/> 決まっていないが、9 月までには決めることができる <input type="checkbox"/> 決まっていないが、公募時（10 月以降）には決めようと思っている。				
会社名		ご担当者名		メール	
電話番号		FAX 番号		アドレス	@
相談希望日	第 1 希望： 月 日 時～ 時/第 2 希望： 月 日 時～ 時				